

(翌年分以後における選択替えの可否)

問 4 住宅の取得等をして平成19年中に自己の居住の用に供し、平成19年分の確定申告において、住宅借入金等特別控除(措法41②)に代えて、住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例(措法41③)を選択し適用しました。

その後、平成20年分以後の年分については、住宅借入金等特別控除(措法41②)を選択した方が有利となることが判明しました。

平成20年分以後の各年分の確定申告等において住宅借入金等特別控除(措法41②)の適用を選択し適用することはできますか。

(答)

措法第41条第3項は、「……当該居住の用に供した日の属する年(……)以後15年間の各年(……)において当該住宅の取得等に係る住宅借入金等(……)の金額を有するときは、その者の選択により、当該特例適用年における第1項に規定する住宅借入金等特別控除額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(……)として、この条、次条及び第41条の2の2の規定を適用することができる。……」と規定されており、当該選択は、専ら当該控除の適用を受ける居住年の確定申告時における納税者の自由な選択に委ねられていること、控除期間及びその当該全控除期間における控除率を選択するものです。

したがって、居住年の確定申告時に選択した控除期間及び控除率は、その翌年以後において変更をすることはできません。

なお、平成19年分の確定申告において、住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例(措法41③)の適用を選択しなかった場合における、平成20年分以後の住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例の選択についても同様です。